

食と農林漁業の再生推進本部の設置について

〔平成 22 年 11 月 26 日〕
閣 議 決 定

1. 高いレベルの経済連携の推進と我が国の食料自給率の向上や国内農業・農村の振興とを両立させ、持続可能な力強い農業を育てるための対策を講じるため、内閣に食と農林漁業の再生推進本部（以下「本部」という。）を設置する。
2. 本部の構成員は、次のとおりとする。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めることができる。
本部長 内閣総理大臣
副本部長 国家戦略担当大臣、農林水産大臣
構成員 他のすべての国務大臣
3. 本部は、必要に応じ、本部の構成員のうち特に関係のある者、有識者等により構成する会議を開催することができる。
4. 本部の庶務は、農林水産省の協力を得て、内閣官房において処理する。
5. その他、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。
6. 食料・農業・農村政策推進本部（平成 12 年 3 月 24 日閣議決定）については、廃止し、その機能は、食と農林漁業の再生推進本部に引き継ぐものとする。